第

1323

READAS U-Frzos 1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 5月28日 金曜日

号

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

^企所得補償保険の保険金

Q:私は、弁護士業務を営んでいますが、 病気で仕事を休みましたので、かねて損害保 険会社と締結していた所得補償保険に基づい て保険金の支払いを受けました。

ところで、この保険金について所得税はか かるのでしょうか。

A:所得補償保険の保険金は非課税です。【解説】

所得補償保険は、病気や傷害などにより働くことができなくなった場合に、その就業不能期間に応じて計算した保険金を被保険者に支払う契約のものです。

ところで、この所得補償保険に基づく保険 金の金額は、過去の平均所得等を基礎として 定められていますが、保険金は、保険事故 (病気又は傷害による就業不能)が発生した 場合において、そのために収入が得られなく なったかどうかにかかわりなく支払われるも のですから、それは「身体の傷害に基因して 支払を受けるもの」に該当するものとされま す。

したがって、事業主である被保険者が受け 取る保険金については、所得税は課税されま せん。

なお、事業主が自己を被保険者として支払 う所得補償保険の保険料は、業務の遂行とは 直接関連のないことと考えられますので、業 務について生じた費用には該当せず、弁護士 業務に係る所得の金額の計算上、必要経費に 算入することはできません。







